

# 「入間東部広域斎場」が完成しました。

## 6月3日の供用開始に向けて！

長年の懸案でありました「入間東部広域斎場」が、富士見市下南畑に完成しました。只今、安心・安全に利用が出来る施設に向けて準備を進めているところです。供用開始にあたり、つぎのとおり施設内覧会並びに利用説明会を実施いたします。また、施設の呼名(ネーミング)は、「しのめの里」に決定しましたのでお知らせします。

### 完成した「入間東部広域斎場」



### 施設内覧会

日時 4月28日(月)・29日(火)  
午前10時～正午  
午後2時～4時

対象 富士見市・ふじみ野市・三芳町に在住の方及び事業者(申込不要)  
※各時間内であれば、自由に見学できます。

### 利用説明会

日時 5月9日(金)・10日(土)  
午前10時～(申込制)

対象 富士見市・ふじみ野市・三芳町に在住の方及び事業者  
●呼名(ネーミング)について  
昨年12月に応募があった40作品の中から、「施設が入間地域の東に位置していると共に、故人が東の空へ雲と為り安らかにたなびき、その家族を温かく見守っている様子」をイメージさせる、「しのめ(東雲)の

### 管理運営事業者について

この施設は管理運営を民間事業者等に行わせることのできる「指定管理者制度」を導入します。指定管理者予定候補業者に、「いるま野農業協同組合」が選ばれました。

### 問い合わせ・申込み

入間東部広域斎場  
「しのめの里」  
〒354-0004  
富士見市大字下南畑70番地1  
TEL 275-3038  
FAX 275-3038  
入間東部地区衛生組合  
TEL 261-4891  
FAX 261-4892

## 町の動き

さまざまな動きをお知らせします。

### 三芳町公平委員会委員に鈴木左内氏が再任されました

議会の同意を得て、4月1日付で次の人が公平委員に選任されました。(敬称略)

氏名 鈴木左内  
住所 三芳町大字北永井838番地2  
総合政策室

### 人権擁護委員に鷹野峰子氏・伊東藏衛氏が委嘱されました

議会の同意を得て、4月1日付で次の人が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。(敬称略)

氏名 鷹野峰子  
住所 三芳町大字藤久保158番地2

氏名 伊東藏衛  
住所 三芳町大字上富1388番地3  
総務課

### 善意の寄附をありがとうございました

社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立させていただきました。ありがとうございます。(敬称略)

- ▽三万円/二月一日 さいしん三芳会
- ▽九八六四円/二月七日 (株)ヤオコー三芳藤久保店
- ▽三二六九円/二月二二日 老連新春演芸大会参加者
- ▽一五二〇円/二月一九日 講座開催時募金
- ▽一五〇〇円/二月二六日 島田喜久雄
- ▽一五〇〇円/二月二六日 池上正信
- ▽一万円/二月二七日 (株)ファイブ・プラス (愛の福祉基金として)
- ▽一万円/二月六日 宮下弘良 (太陽の家指定寄附として)

### 三芳町消防団新役員を紹介します

消防団員82人は、普段、それぞれの職業に従事していますが、いざ災害が発生した場合には、消防署の職員と力をあわせ消防活動を行います。日常でも消火栓の点検や、夜間巡回など地域に密着した予防活動や啓発活動等幅広い分野で活動しています。(敬称略)

- 団長 長谷川清行
  - 副団長 高山 誠二
  - 副団長 鈴木 章記
  - 第1分団長 鈴木 信之
  - 第2分団長 忽滑谷幸一
  - 第3分団長 小山 隆広
  - 第4分団長 鈴木 明
  - 第5分団長 山田 謙司
- なお、このほど退団された次の前役員に対し、入間東部地区消防組合管理者から感謝状が贈呈されました。
- 団長 荻原 章弘
  - 第1分団長 矢島 一昭
  - 第2分団長 早川 徹
  - 第3分団長 清水 秀樹
  - 第5分団長 池上 善一

## 国民年金

# 老齢基礎年金を受けるためには

### ①最低25年以上、保険料納付期間等が必要です。

- ・国民年金保険料を納めた期間
- ・国民年金保険料の全額免除や他段階免除※、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間
- ・第3号被保険者期間
- ・厚生年金、共済組合の加入期間
- ・任意加入できる人がしなかった期間(カラ期間)

※一部免除の承認を受けた月でも、残額の保険料を納めない月は未納期間となります。

### ②原則として65歳から受けられます

例外として「繰上げ請求」と「繰下げ請求」の制度があります。

●繰上げ請求→希望すれば60歳からでも減額された年金を受けられる制度【注意】→障害基礎年金の請求ができない、寡婦年金が受け取れないなどの給付制限があります。

●繰下げ請求→希望すれば66歳以降に遅らせて増額した年金を受けられる制度【注意】→振替加算も繰り下げ、65歳に達したときや65歳以降に老齢の年金以外(例：遺族厚生年金)の受給権を得た場合は繰下げ請求ができません。

両制度とも、一度決まった支給率(年金額)は一生変わらないので注意が必要です。

③年金額 加入可能年数(40年間)を納めると、年額792,100円です。(平成20年度額)

◎付加保険料を納めた人には、老齢基礎年金に次の額が加算されます。付加年金額(年額) = 200円 × 付加保険料を納めた月数

④手続き ●国民年金の第1号被保険者期間のみの人 → 住民課 ●上記以外の人(第3号被保険者期間を有する人や、厚生年金の加入期間がある人) → 社会保険事務所

## 三芳町・富士見市共同開催 手話奉仕員養成講座入門課程

聴覚障害者への理解を深めるために手話を学びたい方、手話によるコミュニケーションを身につけ、様々な場面で活躍してみたいと思っている方、そのための最初の一步として『手話奉仕員養成講座入門課程』を受講してみませんか？

### 会場・日時

会場	日時	定員
《三芳会場》 ●三芳町総合体育館	5月14日～9月24日 毎週水曜日(全19回) 午前10時～12時	先着30名
《富士見市会場》 ●富士見市鶴瀬西交流センター ●市民福祉活動センターばれっと	5月14日～9月17日 毎週水曜日(全19回) 午後7時～9時	先着30名

受講資格 三芳町、富士見市在住・在勤の方

受講料 テキスト代

申込方法 4月1日から配布する募集要項をお読みください。

※各公民館、役場健康福祉課で配布。町ホームページにも掲載しています。

申込み切 4月23日(水)

問い合わせ 健康福祉課 (内線173～175) FAX274-1051

URL <http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp>

### 手話奉仕員とは？

習得した手話技術や知識を生かし、広く聴覚障害者の社会参加を進めるための活動を行うことを目的としています。

専門的な知識・技術を身につけ、通訳の業務を行う手話通訳者とは区別されています。